

### 3-1-13 動物の生息の状況

#### 1. 重要な種

##### (1) 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺において生息する動物種を表 3-1-13-1 に示す資料により把握した。

表 3-1-13-1 対象とした既存資料等

No.	既存資料名	整理対象
1	平成 25・26 年度船橋市自然環境調査報告書 (平成 27 年 3 月、船橋市)	現地調査によって確認された種。
2	自然環境調査 Web-GIS、動物 (環境省自然環境局 生物多様性センターホームページ)	第 4 回 (1998~1993)、第 5 回 (1993~1999)、第 6 回 (1999~2005) 調査結果より、船橋市内で確認された種。

##### (2) 重要な種の選定基準

既存資料調査により把握した動物種を、表 3-1-13-2 及び表 3-1-13-3 に示す参考資料と選定基準の内容に基づき整理し、重要な種を抽出した。

表 3-1-13-2 重要な種の参考資料と選定基準

No.	資料名	選定基準
①	法 『文化財保護法』(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	特別天然記念物(特)
		天然記念物(天)
②	令 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国内希少野生動植物種(国内)
③	『千葉県文化財保護条例』(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)	県指定天然記念物(県天)
④	文 献 『環境省レッドリスト 2019』(平成 31 年 1 月、環境省) 【哺乳類】【鳥類】【爬虫類】【両生類】【昆虫類】	絶滅(EX)
		野生絶滅(EW)
		絶滅危惧 I A 類(CR)
		絶滅危惧 I B 類(EN)
		絶滅危惧 II 類(VU)
		準絶滅危惧(NT)
		情報不足(DD)
⑤	『千葉県の保護上重要な野生生物』 —千葉県レッドリスト 動物編— (平成 31 年 3 月、千葉県自然保護課)	絶滅のおそれのある 地域個体群(LP)
		消息不明・絶滅生物(X)
		野生絶滅(EW)
		最重要保護生物(A)
		重要保護生物(B)
		要保護生物(C)
一般保護生物(D)		
		保護参考雑種(RH)

表 3-1-13-3(1) 重要な種の選定基準と内容

No.	選定基準	内容	
①	法	『文化財保護法』(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	
	令	<p>特別天然記念物(特)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然記念物のうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いもの。</li> </ul> <p>天然記念物(天)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地。</li> <li>(2)特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地。</li> <li>(3)自然環境における特有の動物又は動物群集。</li> <li>(4)日本に特有な蓄養動物。</li> <li>(5)家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地。</li> </ol>	
②		『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』(平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	
	国内希少野生動植物種(国内)	<p>本邦における生息・成育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じている種で以下のいずれかに該当するもの(亜種又は変種がある種は、その亜種又は変種とする)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつある種。</li> <li>・全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつある種。</li> <li>・分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・成育環境の悪化又は生息地等における過度の捕獲若しくは採取により、その存続に支障を来す事情がある種。</li> </ul>	
③		『千葉県文化財保護条例』(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)	
	県指定天然記念物(県天)	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。	
④	文	『環境省レッドリスト 2019』(平成 31 年 1 月、環境省)	
	献	絶滅(EX)	・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
		野生絶滅(EW)	・飼育・栽培下でのみ存続している種。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	・I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅の危険が増大している種。</li> <li>・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。</li> </ul>
		準絶滅危惧(NT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・存続基盤が脆弱な種。</li> <li>・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</li> </ul>
		情報不足(DD)	・評価するだけの情報が不足している種。
	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	・地理的に孤立している個体群で、絶滅の恐れが高いもの。	

表 3-1-13-3(2) 重要な種の選定基準と内容

No.	選定基準	内容	
⑤	文 献	『千葉県の上保護上重要な野生生物』（平成 31 年 3 月、千葉県自然保護課）	
		消息不明・絶滅生物 (X)	・かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
		野生絶滅 (EW)	・かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。 ・特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。
		最重要保護生物 (A)	・個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。 ・放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
		重要保護生物 (B)	・個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。 ・放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。
		要保護生物 (C)	・個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。 ・放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B に移行することが予測されるもの。
		一般保護生物 (D)	・個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。 ・放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリー C に移行することが予測されるもの。
		保護参考雑種 (RH)	・自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生育環境が著しく限定されているもの。

(3) 既存資料による重要な種の調査結果

① 哺乳類

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている哺乳類は 5 目 8 科 11 種であった。これらのうち表 3-1-13-2 及び表 3-1-13-3 に示す選定基準により抽出した結果、重要な哺乳類は表 3-1-13-4 に示す 1 目 1 科 1 種となっている。

表 3-1-13-4 既存資料による重要な哺乳類一覧

No.	目名	科名	種名	判定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ					D
	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種

注) 重要種の選定基準

- ① 「文化財保護法」（昭和 25 年、法律 214）により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存法に関する法律」（平成 4 年、法律 75）により定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年、千葉県条例第 8 号）に定められた種
- ④ 「環境省レッドリスト」（哺乳類）（平成 31 年、環境省）の記載種
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生生物」（平成 31 年、千葉県）の記載種

② 鳥類

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている鳥類は 14 目 33 科 80 種であった。これらのうち表 3-1-13-2 及び表 3-1-13-3 に示す選定基準により抽出した結果、重要な鳥類は表 3-1-13-5 に示す 11 目 21 科 31 種となっている。

表 3-1-13-5 既存資料による重要な鳥類一覧

No.	目名	科名	種名	判定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	カモ目	カモ科	スズガモ					D
2			ホシヅカモ					B
3	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					C
4	ペリカン目	サギ科	ダイサギ					D
5			コサギ					B
6	ツル目	クイ科	バン					B
7			オオバン					C
8	カッコウ目	カッコウ科	ホトキス					C
9	チドリ目	チドリ科	コチドリ					B
10			クサシギ					C
11			イソシギ					A
12	鴉目	鴉科	ツミ					D
13			オオカ				NT	C
14			ノスリ					C
15	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ					C
16	キツキ目	キツキ科	アオケラ					C
17	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内		VU	A
18	スズメ目	カラス科	カラス					D
19		ヒバリ科	ヒバリ					D
20		ツバメ科	イワツバメ					D
21		ヨシキリ科	オオヨシキリ					D
22		セッカ科	セッカ					D
23		ミササギ科	ミササギ					C
24		ヒタキ科	トラツグミ					A
25			キビタキ					A
26			オオルリ					B
27		セキレイ科	セキレイ					B
28		アトリ科	カ					D
29		ホシヅカ科	ホシヅカ					C
30			クロヅカ					D
31			オシユリン					D
	11 目	21 科	31 種	0 種	1 種	0 種	2 種	31 種

注) 重要種の選定基準

- ① 「文化財保護法」(昭和 25 年、法律 214)により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存法に関する法律」(平成 4 年、法律 75)に定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)に定められた種
- ④ 「環境省レッドリスト(鳥類)」(平成 31 年、環境省)の記載種  
VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧種
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生生物」(平成 31 年、千葉県)の記載種  
A: 最重要保護生物 B: 重要保護生物 C: 要保護生物 D: 一般保護生物

③ 爬虫類

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている爬虫類は 2 目 8 科 13 種であった。これらのうち表 3-1-13-2 及び表 3-1-13-3 に示す選定基準により抽出した結果、重要な爬虫類は表 3-1-13-6 に示す 2 目 7 科 11 種となっている。

表 3-1-13-6 既存資料による重要な爬虫類一覧

No.	目名	科名	種名	判定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	カメ目	イカメ科	ニホンイカメ				NT	A
2		スッポン科	ニホンスッポン				DD	情報不足
3	有鱗目	ヤモリ科	ニホイヤモリ					D
4		トカゲ科	ヒガシニホントカゲ					B
5		カナヘビ科	ニホカナヘビ					D
6		ナミヘビ科	ジムグリ					B
7			アオダマシヨウ					D
8			シマヘビ					C
9			ヒバカリ					D
10			ヤマカガシ					D
11		クサリヘビ科	ニホンマムシ					B
	2 目	7 科	11 種	0 種	0 種	0 種	2 種	11 種

注) 重要種の選定基準

- ① 「文化財保護法」(昭和 25 年、法律 214)により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存法に関する法律(平成 4 年、法律 75)」により定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)により定められた種
- ④ 「環境省レッドリスト(爬虫類)」(平成 31 年、環境省)の記載種  
NT: 準絶滅危惧種 DD: 情報不足
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生動物」(平成 31 年、千葉県)の記載種  
A: 最重要保護生物 B: 重要保護生物 C: 要保護生物 D: 一般保護生物

④ 両生類

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている両生類は1目4科6種であった。これらのうち表3-1-13-2及び表3-1-13-3に示す選定基準により抽出した結果、重要な両生類は表3-1-13-7に示す1目2科4種となっている。

表3-1-13-7 既存資料による重要な両生類一覧

No.	目名	科名	種名	判定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	カエル目	ヒキカ <sup>ゝ</sup> エル科	アズ <sup>マ</sup> ヒキカ <sup>ゝ</sup> エル					C
2		アカ <sup>ゝ</sup> エル科	ニホンアカ <sup>ゝ</sup> エル					A
3			トウキョウダ <sup>ゝ</sup> ルマカ <sup>ゝ</sup> エル				NT	B
4			シュレーゲ <sup>ゝ</sup> ルアカ <sup>ゝ</sup> エル					D
	1目	2科	4種	0種	0種	0種	1種	4種

注) 重要種の選定基準

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律214)により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存法に関する法律(平成4年、法律75)」により定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年、千葉県条例第8号)により定められた種
- ④ 「環境省レッドリスト(両生類)」(平成31年、環境省)の記載種  
NT: 準絶滅危惧種
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生生物」(平成31年、千葉県)の記載種  
A: 最重要保護生物 B: 重要保護生物 C: 要保護生物 D: 一般保護生物

⑤ 昆虫類

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている昆虫類は15目172科929種であった。これらのうち、表3-1-13-2及び表3-1-13-3に示す選定基準により抽出した結果、重要な昆虫類は表3-1-13-8に示す7目22科43種となっている。

表3-1-13-8(1) 既存資料による重要な昆虫類一覧

No.	目名	科名	種名	判定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	トンボ <sup>ゝ</sup> 目	イトトンボ <sup>ゝ</sup> 科	ホソミイトトンボ <sup>ゝ</sup>					B
2			クロイトトンボ <sup>ゝ</sup>					D
3			ムスジイトトンボ <sup>ゝ</sup>					B
4		サナエトンボ <sup>ゝ</sup> 科	キロサナエ				NT	B
5			ウチリヤンマ					D
6		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ				NT	B
7			アヤンマ				NT	B
8			クロスジギンヤンマ					D
9			カトリヤンマ					B
10			サラヤンマ					D

表 3-1-13-8(2) 既存資料による重要な昆虫類一覧

No.	目名	科名	種名	判定基準				
				①	②	③	④	⑤
11	トンボ目	ヤンマ科	ヤブヤンマ					D
12		トンボ科	ハラビロトンボ					B
13			チョウトンボ					D
14			コノシメトンボ					D
15			マイコアカネ					D
16			リスアカネ					B
17	ハッタ目	ハッタ科	ツマクロハッタ					D
18	カメムシ目	コオイムシ科	コオイムシ				NT	
19		ナガカメムシ科	ヒメダラナガカメムシ					D
20			ヒメシユウシナガカメムシ					D
21		ツチカメムシ科	ヨコヅナツチカメムシ					C
22		カメムシ科	ルリクチブトカメムシ					C
23		コウチュウ目	ハンミョウ科	コハンミョウ				
24	オサムシ科		オオサカアオコサムシ					C
25	ゲンコロウ科		マルカダゲンコロウ				VU	B
26	ミスズマシ科		オオミスズマシ				NT	C
27	ガムシ科		コガムシ					D
28	ホタル科		ヘイケホタル					C
29	カミキリムシ科		ヘコハナカミキリ					C
30	ハムシ科		キアシネクイハムシ					C
31			スゲハムシ					C
32	ハチ目		コマユバチ科	ウマノオハチ				NT
33	ハエ目	ハナアブ科	キヒゲアシブトハナアブ					B
34	チョウ目	ジミチョウ科	ミスズイロオナガジミ					C
35			オオミドリジミ					C
36			ミドリジミ					C
37		タテハチョウ科	アサマイチモンジ					C
38			コムラサキ					C
39			ゴマダラチョウ					C
40		セセリチョウ科	ミヤマセセリ					B
41			キンイロモンジセセリ				NT	
42			ミヤマチャハネセセリ					C
43			オオチャハネセセリ					B
	7 目	22 科	43 種	0 種	0 種	0 種	8 種	41 種

注) 重要種の選定基準

- ① 「文化財保護法(昭和 25 年、法律 214)」により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存法に関する法律(平成 4 年、法律 75)」により定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)により定められた種
- ④ 「環境省レッドリスト(昆虫類)」(平成 31 年、環境省)の記載種  
VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧種
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生生物」(平成 31 年、千葉県)の記載種  
B: 重要保護生物 C: 要保護生物 D: 一般保護生物

### 3-1-14 陸水生物の生息の状況

#### 1. 重要な種

##### (1) 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺において生息する陸水生物種を表 3-1-14-1 に示す資料により把握した。

表 3-1-14-1 対象とした既存資料等

No.	既存資料名	整理対象
1	平成 25・26 年度船橋市自然環境調査報告書 (平成 27 年 3 月、船橋市)	現地調査によって確認された種。
2	自然環境調査 Web-GIS、動物 (環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)	第 4 回 (1998~1993)、第 5 回 (1993~1999)、第 6 回 (1999~2005) 調査結果より、船橋市内で確認された種。

##### (2) 重要な種の選定基準

既存資料調査により把握した陸水生物種を表 3-1-14-2 及び表 3-1-14-3 に示す選定基準に基づき重要な種を抽出した。

表 3-1-14-2 重要な種の参考資料と選定基準

No.	資料名		選定基準
①	法令	『文化財保護法』(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	特別天然記念物(特)
			天然記念物(天)
②		『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』 (平成 4 年 6 月、法律第 75 号)	国内希少野生動植物種 (国内)
③		『千葉県文化財保護条例』(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)	県指定天然記念物(県天)
④	文献	『環境省レッドリスト 2019』(平成 31 年 1 月、環境省)  【汽水・淡水魚類】【昆虫類】【甲殻類】【貝類】	絶滅(EX)
			野生絶滅(EW)
			絶滅危惧 I A 類(CR)
			絶滅危惧 I B 類(EN)
			絶滅危惧 II 類(VU)
			準絶滅危惧(NT)
			情報不足(DD)
			絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
⑤		『千葉県の保護上重要な野生生物』 —千葉県レッドリスト 動物編— (平成 31 年 3 月、千葉県自然保護課)	消息不明・絶滅生物(X)
			野生絶滅(EW)
			最重要保護生物(A)
			重要保護生物(B)
			要保護生物(C)
			一般保護生物(D)
			保護参考雑種(RH)



表 3-1-14-3(1) 重要な種の参考資料と選定基準

No.	選定基準	内容			
①	法	『文化財保護法』(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)			
	令	<table border="1"> <tr> <td>特別天然記念物 (特)</td> <td>・天然記念物のうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いもの。</td> </tr> <tr> <td>天然記念物 (天)</td> <td>                     (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地。                      (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地。                      (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集。                      (4) 日本に特有な蓄養動物。                      (5) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地。                 </td> </tr> </table>	特別天然記念物 (特)	・天然記念物のうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いもの。	天然記念物 (天)
特別天然記念物 (特)	・天然記念物のうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いもの。				
天然記念物 (天)	(1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地。 (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地。 (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集。 (4) 日本に特有な蓄養動物。 (5) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地。				
②		『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』(平成 4 年 6 月、法律第 75 号)			
	国内希少野生動植物種 (国内)	<p>本邦における生息・成育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じている種で以下のいずれかに該当するもの (亜種又は変種がある種は、その亜種又は変種とする)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつある種。</li> <li>・ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつある種。</li> <li>・ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・成育環境の悪化又は生息地等における過度の捕獲若しくは採取により、その存続に支障を来す事情がある種。</li> </ul>			
③		『千葉県文化財保護条例』(昭和 30 年、千葉県条例第 8 号)			
	県指定天然記念物 (県天)	県指定文化財のうち、動物 (生息地、繁殖地及び渡来地を含む。) で、県にとって学術上価値の高いもの。			
④	文	『環境省レッドリスト 2019』(平成 30 年 1 月、環境省)			
	献	絶滅 (EX)	・ 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。		
		野生絶滅 (EW)	・ 飼育・栽培下でのみ存続している種。		
		絶滅危惧 I A 類 (CR)	・ ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。		
		絶滅危惧 I B 類 (EN)	・ I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。		
		絶滅危惧 II 類 (VU)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絶滅の危険が増大している種。</li> <li>・ 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実に考えられるもの。</li> </ul>		
		準絶滅危惧 (NT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 存続基盤が脆弱な種。</li> <li>・ 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</li> </ul>		
		情報不足 (DD)	・ 評価するだけの情報が不足している種。		
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	・ 地理的に孤立している個体群で、絶滅の恐れが高いもの。			

表 3-1-14-3(2) 重要な種の参考資料と選定基準

No.	選定基準	内容
⑤	文献	『千葉県保護上重要な野生生物』（平成31年3月、千葉県自然保護課）
	消息不明・絶滅生物（X）	<ul style="list-style-type: none"> <li>かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ50年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。</li> </ul>
	野生絶滅（EW）	<ul style="list-style-type: none"> <li>かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。</li> <li>特に埋土種子や埋土孢子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。</li> </ul>
	最重要保護生物（A）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。</li> <li>放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。</li> </ul>
	重要保護生物（B）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。</li> <li>放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリAへの移行が必至と考えられるもの。</li> </ul>
	要保護生物（C）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。</li> <li>放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリBに移行することが予測されるもの。</li> </ul>
	一般保護生物（D）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。</li> <li>放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリCに移行することが予測されるもの。</li> </ul>
	保護参考雑種（RH）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生育環境が著しく限定されているもの。</li> </ul>

(3) 既存資料による重要な種の調査結果

① 魚類

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている魚類は8目12科29種であった。これらのうち、表3-1-14-2及び表3-1-14-3に示す選定基準により抽出した結果、魚類の重要種は表3-1-14-4に示す6目8科22種となっている。

表3-1-14-4 既存資料による重要な魚類一覧

No.	目名	科名	種名	判定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	ウキ目	ウキ科	ニホウウキ				EN	C	
2	コイ目	コイ科	キンブナ					D	
3			キンブナ				VU	B	
4			ヤリタナゴ				NT	B	
5			アブラボテ				NT		
6			ワカ				CR		
7			ハス				VU		
8			モツコ					D	
9			ツチフキ				EN		
10			ニゴイ					C	
11			スコモロコ				VU		
12			トシヨウ科	トシヨウ				DD	
13					ホトケトシヨウ				EN
14			ナマス目	ナマス科	ナマス				
15	サケ目	シラウオ科	シラウオ					C	
16	タツ目	メダカ科	メダカ				VU	B	
17		サヨリ科	クルマサヨリ				NT	C	
18	スズキ目	ハゼ科	トビハゼ				NT	B	
19			ヌマチチブ					D	
20			スミウキゴリ				LP		
21			ヒレリンコ					D	
22			ジュスカケハゼ				EN	B	
	6目	8科	22種	0種	0種	0種	15種	15種	

注) 重要種の選定基準

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律214)により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存法に関する法律」(平成4年、法律75)により定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年、千葉県条例第8号)により定められた種
- ④ 「環境省レッドリスト(魚類)」(平成31年、環境省)の記載種  
 CR: 絶滅危惧IA類 EN: 絶滅危惧IB類 VU: 絶滅危惧II類 NT: 準絶滅危惧種  
 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生生物」(平成31年、千葉県)の記載種  
 B: 重要保護生物 C: 要保護生物 D: 一般保護生物

② 底生動物

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認されている底生動物は26目73科150種であった。これらのうち表3-1-14-2及び表3-1-14-3に示す選定基準により抽出した結果、底生動物の重要種は表3-1-14-5に示す2綱4目14科17種となっている。

表3-1-14-5 既存資料による重要な底生動物一覧

No.	分類	目名	科名	種名	判定基準				
					①	②	③	④	⑤
1	軟甲綱	エビ目	ヌマエビ科	ミゾヌマエビ					A
2			テナガエビ科	テナガエビ					D
3				スジエビ					D
4			サワガニ科	サワガニ					C
5			モクスガニ科	モクスガニ					D
6	昆虫綱	トンボ目	イトトンボ科	セスジイトトンボ					B
7			ヤンマ科	カトリヤンマ					B
8			サナエトンボ科	キヨサナエ				NT	B
9				ホンサナエ					B
10				ウチワヤンマ				VU	D
11			トンボ科	マイコアカネ					D
12		カマシ目	コオイムシ科	コオイムシ				NT	
13		コウチュウ目	ゲンゴロウ科	マルカダゲンゴロウ				VU	B
14			ミスズマシ科	オオミスズマシ				NT	C
15			コカシラミスズマシ科	マダラコカシラミスズマシ				VU	B
16			カマシ科	コカマシ				DD	D
17			イネゾウムシ科	ウキクサミスゾウムシ					B
	2綱	4目	14科	17種	0種	0種	0種	7種	16種

注) 重要種の選定基準

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律214)により定められた種
- ② 「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存法に関する法律」(平成4年、法律75)により定められた種
- ③ 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年、千葉県条例第8号)
- ④ 「環境省レッドリスト」(甲殻類、貝類、昆虫類)(平成31年、環境省)の記載種  
VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧種 DD: 情報不足
- ⑤ 「千葉県の保護上重要な野生生物」(平成31年、千葉県)の記載種  
A: 最重要保護生物 B: 重要保護生物 C: 要保護生物 D: 一般保護生物

### 3-1-15 生態系の状況

#### 1. 全国的な生態系区分における位置づけ

対象事業実施区域は千葉県北西部の船橋市にあり、東京湾の最奥部に面していることから比較的温暖な海洋性気候地域に属している。平成 30 年の平均気温は 16.3℃、降水量は 1,216.5 mm であり、寒暖の差が少なく、冬でも積雪が少ないのが特徴である。

船橋市の地形は、中央部から北側にかけて北総台地、南側が江戸川の三角州低地になっており、台地の中に海老川や長津川などの河川が樹枝状に浸食した谷底平野が分布している。対象事業実施区域は、海老川水系に広がる谷底平野に位置しており、周辺の斜面には樹林地（斜面林）が見られる。また、北側にある台地のふちからは湧水が複数確認されており、南側の前原川周辺部にはヨシ原とため池が見られる。地形的な特徴として、対象事業実施区域及びその周辺部には人工改変による切土地、盛土地といった人工地形がみられるほか、海岸部には埋立地が見られる。

生物多様性保全のための国土区分によると、対象事業実施区域は第 6 区域（照葉樹林生物群集）にあたる。この生物群集は、スダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、アカガシ等の照葉樹林が生態系の基盤を構成し、それらの生息環境を利用する多くの動物が分布している。

#### 2. 自然環境の類型化

対象事業実施区域及びその周辺における自然環境の類型化を、表 3-1-15-1 に示す。

自然環境の類型化は、地形、地質、土壌、土地利用状況、植物群落の分布等に係る情報を特性に基づき整理した。整理の結果、当該地域は樹林地、谷底平野、人工改変地の 3 つに分類された。

表 3-1-15-1 自然環境の類型化

	類型化	地形	地質	土壌	土地利用	植物群落
1	樹林地	傾斜地	黒滝層 十宮層 黄和田層	褐色森林土	樹林地	クヌギ-コナラ群落
2	谷底平野	低地	十宮層	褐色森林土 灰色低地土 グライ土	水田 畑地 ヨシ原 ため池	水田雑草群落 畑地雑草群落
3	人工改変地	平坦地	人工改変地	造成土	住宅地 商業地	造成裸地 造成跡雑草群落

#### 3. 生態系の状況

生態系の基部では、分解者として丘陵地の褐色森林土壌中にミミズ類、ダニ類、ワラジムシ類等の土壌生物が存在し、分解者が分解した養分を利用する生産者として植物が位置している。その上位（一次消費者）には、植物を栄養源とするアカネズミ等の主に草食性の哺乳類やバッタ類やコガネムシ類等の草食性昆虫類、イトミミズ類やユスリカ類等の底生動物が位置している。またその上位には、トンボ類、オサムシ類、スズメバチ類等の肉食性昆虫類や魚類、上位消費者としてはチョウゲンボウ等の猛禽類やホンドタヌキが位置している。

### 3-1-16 景観の状況

#### 1. 景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源の状況を表 3-1-16-1 に、位置図を図 3-1-16-1 に示す。

対象事業実施区域は海老川沿いに広がる平坦な農耕地となっており、周辺の主要な景観資源としては、公園や神社、海老川沿いの景観、谷津田、長津川調節池、街路樹のある街道などがあげられる。なお、対象事業実施区域内には散歩やジョギングロード及び桜の名所として利用されている海老川の一部が含まれている。

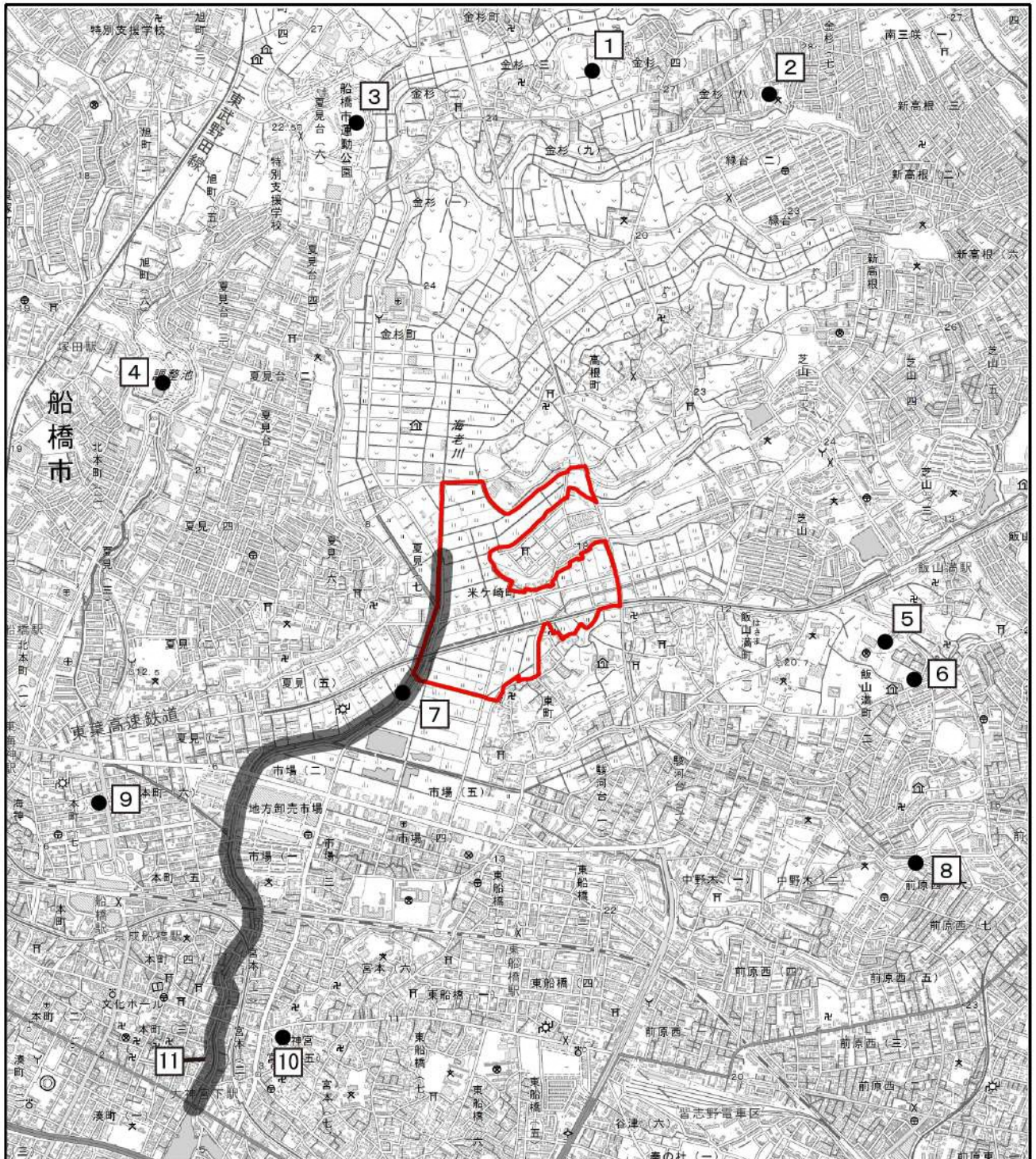
表 3-1-16-1 主要な景観資源の状況

番号	名称	眺望の状況
1	金杉谷津田	荒れた休耕地を市民団体等が再生し、ニッコウキスゲやヒガンバナなど、四季折々の美しい自然を楽しむことができる。
2	金杉小学校のひまわり畑	小学校の生徒と地域の方々が約 2 万本のひまわりを育てている。7 月上旬ごろに見ごろとなり、「ひまわりフェスティバル」が実施されている。
3	船橋市運動公園	総面積 19.4ha の総合スポーツ施設。春には桜が咲き誇り、初夏には「ホテルの里」の無料開放、秋にはイチョウ等の散策を楽しむことができる。
4	長津川調節池	豪雨時の貯水施設であるが、平常時は公園として利用されている。広大な広場や遊歩道もあり、春には桜を楽しむことができる。
5	東葉高校長屋門	国の登録有形文化財である長屋門は、上飯山満村の旧家近藤家にあった屋敷の門として使用されていた。現在は高校の正門として活用されている。
6	飯山満緑地公園	緑に囲まれた斜面緑地の中を通る散策路のまわりに、桜や桐、アジサイなどの樹木があり、季節の花々を楽しむことができる。
7	海老川	散歩やジョギングロードとして多くの人々が利用している。春には約 500 本の桜が咲き誇り、市内有数の桜の名所として多くの人に利用されている。
8	前原駅付近のけやき並木	新京成線前原駅西側にある団地の通り沿いにあるけやきの街路樹。高層建築群の中で自然を感じるやすらぎの空間となっている。
9	天沼弁天池公園	運動広場、道具広場、噴水広場があり、四季折々の花や桜などがうえられている。船橋駅に近く、市民の憩いの場となっている。
10	船橋大神宮	正式には意富比（おおひ）神社と言い、境内にある灯明台は県の有形民俗文化財と市の景観重要建造物に、神楽は市の無形民俗文化財に指定されている。
11	海老川 13 橋	海老川にかかる 13 橋の欄干に、「船首」や「ばか面おどり」などの船橋の歴史や自然などイメージした彫刻が設置されている。

出典：「船橋市景観 80 選」（平成 30 年 2 月、船橋市都市計画課）

#### 2. 重要な自然景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査 千葉県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周辺には重要な自然景観資源はない。



凡例



：対象事業実施区域



：景観資源（1～11）



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-1-16-1 主要な景観資源

出典：「船橋市景観80選」（平成30年2月、船橋市都市計画課）

※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

### 3-1-17 人と自然との触れ合い活動の場の状況

#### 1. 人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合い活動の場を表 3-1-17-1 に、人と自然との触れ合い活動の場の分布状況を図 3-1-17-1 に示す。

対象事業実施区域の南西側から西側にかけては海老川が隣接している。海老川は地方卸売市場の富士見橋から北谷津川に至るまでの往復約 3.2km はジョギングロードとして整備されており、河川沿いに植えられた桜並木と共に市民の憩いの場として利用されている。

対象事業実施区域の周辺部には、北側には船橋市運動公園、北西側には長津川調節池があり、レジャーや自然散策等に利用されている。また、平成 27 年に船橋市環境政策課が作成した自然散策マップには船橋市内で全 10 コースが掲載されているが、そのうち対象事業実施区域の周辺部では斜面林や谷津田、神社等の自然を親しむ散策コースとして、「御滝不動・金杉コース」、「緑台・高根コース」の 2 つが設定されている。

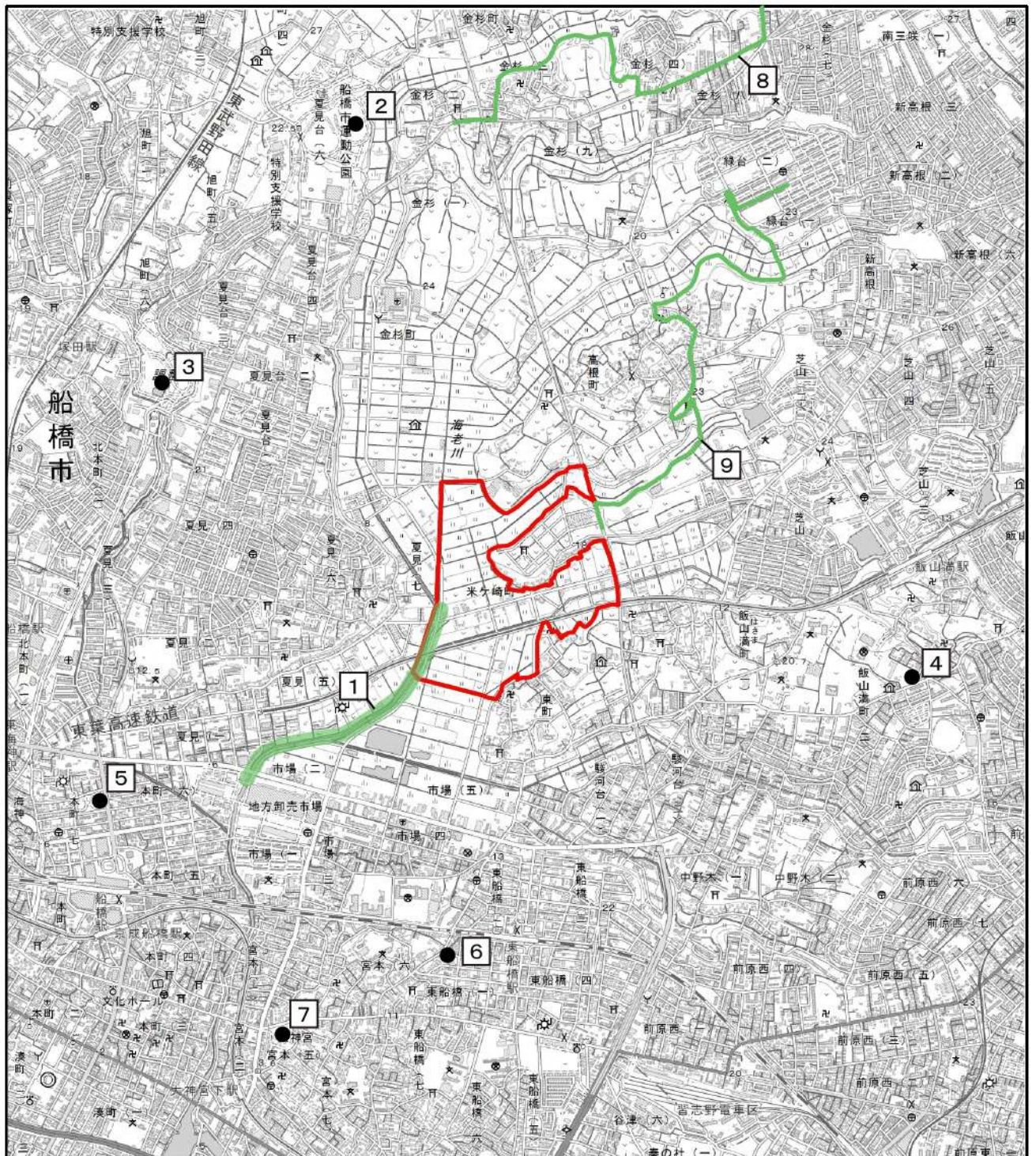
表 3-1-17-1 人と自然の触れ合い活動の場

番号	名称	説明
1	海老川ジョギングロード	地方卸売市場の富士見橋から北谷津川に至るまでの往復約 3.2km がジョギングロードとして整備されている。また、ジョギングロード沿いには約 500 本のソメイヨシノ、ヤマザグラが植えられており、市内有数の桜の名所として多くの花見客が訪れる。
2	船橋市運動公園	総面積 19.4ha の総合スポーツ施設。春には桜が咲き誇り、初夏には「ホテルの里」の無料開放、秋にはイチョウ等の散策を楽しむことができる。
3	長津川調節池	豪雨時の貯水施設であるが、平常時は公園として利用されている。広大な広場や遊歩道もあり、春には桜を楽しむことができる。
4	飯山満緑地公園	緑に囲まれた斜面緑地の中を通る散策路のまわりに、桜や桐、アジサイなどの樹木があり、季節の花々を楽しむことができる。
5	天沼弁天池公園	運動広場、道具広場、噴水広場があり、四季折々の花や桜などが植えられている。船橋駅に近く、市民の憩いの場となっている。
6	道祖神社	昔の高根道と夏見道のわかれ道に位置し、猿田彦命を祀る神社。神社の傍らには市内最大級のイチョウがあり、神社後方のタブノキと競いあって森のように見える。
7	船橋大神宮	正式には意富比（おおひ）神社と言い、境内にある灯明台は県の有形民俗文化財と市の景観重要建造物に、神楽は市の無形民俗文化財に指定されている。神社敷地内には社寺林があり、境内にはイチョウやタブノキの巨木が見られる。
8	船橋市自然散策マップ 「御滝不動・金杉コース」	金杉町バス停から新京成線滝不動駅までの全長 3.8km の散策コース。初夏のアジサイが楽しめる場所として設定されている。金杉町にある谷津田や斜面林、金杉緑地を通過し、御滝不動尊のアジサイを見て、御滝公園からかつての放牧場の名残である野馬土手を通過して、滝不動駅へ至る。
9	船橋市自然散策マップ 「緑台・高根コース」	緑台から高根町までの全長 3.2km の散策コース。2 つの谷津を歩くコースとして設定されている。高根川と宮前川を中心にひろがる谷津を横断し、緑台では桜が、川沿いでは田園風景が、途中の観行院や高根町神明社ではイチョウやスダジイの巨木の他、四季の植物が見られる。

出典：「ふなばしお散歩 MAP」（船橋市ホームページ）

「船橋市自然散策マップ」（平成 27 年 4 月、船橋市環境政策課）





凡例



：対象事業実施区域



：人と自然との触れ合い活動の場（1～9）



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

出典：「ふなばしお散歩MAP」（船橋市ホームページ）  
「船橋市自然散策マップ」（平成27年4月、船橋市環境政策課）

※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

図 3-1-17-1 人と自然の  
触れ合い活動の場

## 2. 公園の分布状況

対象事業実施区域及びその周辺の公園及び緑地の状況を表 3-1-17-2 に、公園及び緑地の分布状況を図 3-1-17-2 に示す。

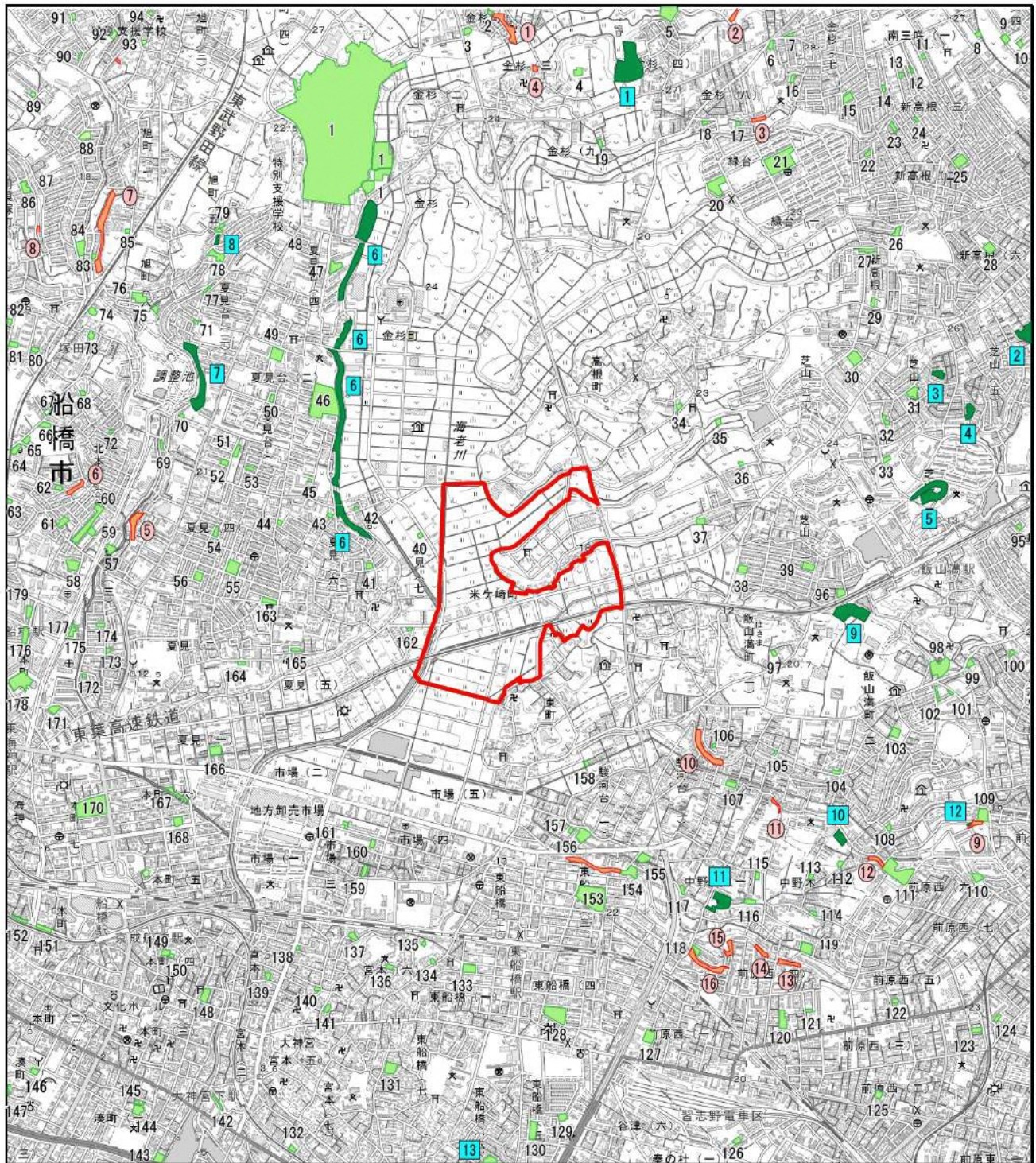
表 3-1-17-2(1) 対象事業実施区域及びその周辺の公園及び緑地

分類	番号	名称	面積	分類	番号	名称	面積
公園	1	船橋市運動公園	194,121.96	公園	51	夏見台第二かしの木公園	882.24
	2	馬込町3号公園	300.00		52	夏見台第一かしの木公園	735.61
	3	馬込町4号公園	300.00		53	夏見台ガーデンパーク公園	301.92
	4	金杉3丁目1号広場	596.58		54	夏見台北公園	1,187.39
	5	金杉台公園	3,168.31		55	夏見台中央公園	3,186.63
	6	金杉8丁目公園	317.30		56	夏見台南公園	1,467.59
	7	金杉桜が丘公園	286.61		57	北本町2丁目4号公園	571.48
	8	南三咲モクレン公園	150.07		58	北本町南公園	1,826.49
	9	南三咲4丁目公園	490.89		59	北本町公園	2,589.84
	10	南三咲4丁目2号公園	102.26		60	北本町ふれあい公園	822.59
	11	南三咲1丁目公園	107.47		61	公論坊公園	1,294.54
	12	南三咲さざんか公園	152.00		62	北台次公園	360.50
	13	南三咲公園	301.57		63	北本町西公園	351.44
	14	三咲四一七公園	284.75		64	北本町2丁目公園	810.72
	15	金杉公園	1,165.57		65	北本町2丁目2号公園	351.12
	16	金杉南公園	476.73		66	北本町2丁目7号公園	290.70
	17	金杉8丁目2号公園	129.00		67	北本町2丁目5号公園	252.5
	18	金杉8丁目3号公園	134.13		68	北本町2丁目6号公園	132.21
	19	金杉9丁目公園	189.18		69	夏見3丁目公園	357.67
	20	緑台西公園	3,244.94		70	夏見台3丁目公園	91.63
	21	緑台中央公園	8,240.07		71	夏見台3丁目子供の広場	117.00
	22	高根大堀公園	367.06		72	北本町2丁目2号子供の広場	166.11
	23	高根上谷津公園	372.07		73	前貝塚松島公園	291.46
	24	新高根3丁目公園	184.86		74	前貝塚町2号公園	248.21
	25	西高根公園	1,976.50		75	旭町6丁目公園	285.93
	26	新高根1丁目2号公園	470.03		76	あさひ公園	2,207.12
	27	新高根1丁目公園	496.05		77	夏見台タイヤ公園	499.76
	28	新高根6丁目公園	1,605.03		78	旭町5丁目公園	1,689.95
	29	新高根1丁目3号公園	179.24		79	旭町5丁目2号公園	156.18
	30	芝山2丁目高芝公園	2,442.60		80	塚田公園	184.68
	31	芝山中央公園	1,286.25		81	塚田コブシ公園	244.00
	32	芝山つばき公園	515.05		82	塚田四季彩公園	255.57
	33	芝山3丁目公園	205.02		83	松陽台しいの木公園	402.78
	34	高根町宮脇公園	741.64		84	前貝塚南公園	1,812.67
	35	高根町3号公園	254.96		85	旭町1丁目公園	113.31
	36	高根町2号公園	134.36		86	前貝塚かるがも公園	1,600.37
	37	飯山満町1丁目2号公園	249.55		87	前貝塚町3号子供の広場	116.69
	38	芝山西公園	996.35		88	前貝塚北公園	1,161.76
	39	芝山南公園	1,164.55		89	前貝塚町4号公園	132.89
	40	夏見7丁目公園	178.03		90	上山町2丁目3号公園	90.46
	41	東夏見公園	963.26		91	上山町3丁目2号子供の公園	170.79
	42	夏見台2丁目2号公園	144.93		92	前貝塚町公園	300.06
	43	夏見6丁目2号公園	276.65		93	旭町2丁目公園	488.42
	44	夏見6丁目公園	356.22		94	旭町2丁目2号公園	96.81
	45	夏見台1丁目2号公園	278.64		95	飯山満町3丁目2号子供の広場	220.34
	46	夏見台近隣公園	12,561.73		96	石の山公園	895.34
	47	夏見公園	1,716.49		97	飯山満町1丁目公園	135.99
	48	夏見台4丁目公園	163.50		98	飯山満緑地公園	2,772.00
	49	夏見台2丁目ひまわり公園	2,675.97		99	二宮1丁目公園	349.32
	50	夏見台2丁目公園	266.84		100	宮見子供の広場	269.97

表 3-1-17-2(2) 対象事業実施区域及びその周辺の公園及び緑地

分類	番号	名称	面積	分類	番号	名称	面積
公園	101	飯山満町2丁目2号公園	117.65	公園	155	東船橋第1号公園	1,374.71
	102	飯山満町2丁目3号公園	230.48		156	駿河台1丁目公園	1,706.64
	103	飯山満公園	1,322.29		157	駿河台1丁目2号公園	123.00
	104	飯山満つばき公園	414.00		158	駿河台1丁目3号公園	94.59
	105	飯山満町2丁目公園	176.59		159	市場公園	1,012.01
	106	駿河台2丁目2号公園	136.19		160	市場青空公園	380.11
	107	駿河台2丁目公園	1,025.57		161	市場西公園	861.11
	108	飯山満ひだまりの丘公園	207.06		162	夏見5丁目公園	137.22
	109	飯山満南公園	1,786.47		163	夏見台東公園	1,339.67
	110	前原西6丁目イチョウ公園	1,002.13		164	夏見山下公園	550.01
	111	アルビス前原中央公園	4,294.28		165	夏見5丁目そよかぜ公園	658.32
	112	中野木2丁目2号公園	182.51		166	夏見1丁目あおぞら中央公園	1,723.78
	113	中野木5号広場	128.01		167	本町春風公園	760.11
	114	中野木2丁目公園	305.48		168	本町北公園	1,355.69
	115	中野木1丁目2号公園	186.26		169	本町5丁目公園	661.13
	116	中野木1丁目公園	390.35		170	天沼弁天池公園	9,451.90
	117	中野木子供の公園	301.38		171	北本町東公園	812.94
	118	前原山下公園	398.49		172	夏見すみれ公園	254.85
	119	中野木川公園	1,511.96		173	夏見3丁目2号公園	180.05
	120	前原北公園	1,944.36		174	夏見坂下公園	419.87
	121	前原西4丁目公園	584.21		175	北本町1丁目公園	133.54
	122	前原西5丁目公園	317.58		176	北本町森のシティけやき公園	1,000.00
	123	前原西3丁目公園	623.76		177	北本町1丁目2号公園	489.48
	124	前原東4丁目公園	303.04		178	北本町森のシティさくら公園	4,071.65
	125	前原西公園	1,090.56		179	北本町森のシティつつじ公園	1,000.05
	126	前原西さくら公園	615.04		1	金杉緑地	12,874.40
	127	札幌公園	1,645.30		2	芝山緑地	8,535.24
	128	宮本台公園	5,103.82		3	芝山4丁目緑地	1,197.48
	129	東船橋5丁目けやき公園	1,623.72		4	芝山5丁目緑地	1,777.79
	130	宮本南公園	2,231.27		5	芝山3丁目緑地	7,100.23
	131	浜竹公園	1,831.19		6	夏見緑地	30,969.43
	132	宮本4丁目公園	229.13		7	長津川緑地	8,037.43
	133	池の端公園	2,100.50		8	旭町5丁目緑地	1,167.30
	134	宮本6丁目緑の道公園	165.03		9	飯山満町2丁目緑地	5,875.28
	135	宮本6丁目丘の上公園	91.42		10	中野木緑地	1,757.20
	136	宮本6丁目2号公園	140.29		11	中野木1丁目緑地	3,941.58
	137	峰台公園	604.64		12	前原西6丁目緑地	272.84
	138	宮本6丁目公園	212.00		13	東船橋花輪緑地	5,249.78
	139	宮一公園	568.61		1	馬込町3号緑地	2,555.03
	140	宮本坂下公園	342.66		2	金杉5丁目2号緑地	305.11
	141	宮本坂上公園	344.55		3	金杉1号緑地	413.00
	142	八千代橋公園	720.60		4	金杉3丁目緑地	267.87
	143	みなと公園	1,352.05		5	夏見3丁目緑地	2,093.61
	144	みなと中央公園	1,800.00		6	北本町2丁目緑地	961.39
	145	湊町東納谷公園	169.66		7	旭町1丁目緑地	5,752.64
	146	湊町2丁目公園	553.00		8	前貝塚町2号緑地	168.47
	147	湊町しおかぜ公園	590.00		9	飯山満南緑地	704.44
148	本町中央公園	1,398.35	10	駿河台2丁目緑地	3,406.39		
149	本町4丁目広場公園	1,338.09	11	中野木1号緑地	650.96		
150	本町4丁目公園	608.20	12	中野木2丁目緑地	1,174.67		
151	本町1丁目竹之越公園	574.78	13	前原西4丁目2号緑地	1,245.42		
152	海神1丁目片町公園	365.94	14	前原西1号緑地	400.04		
153	宮本台北公園	9,792.94	15	前原西4丁目4号緑地	2,077.93		
154	東船橋第2号公園	1,931.35	16	前原西4丁目緑地	3,336.21		

出典：「公園マップ」（船橋市ホームページ）



凡例



: 対象事業実施区域

公園 ( 1 ~ 179 )

緑地 ( 1 ~ 13 )

緑地 (非解放) ( 1 ~ 16 )



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-1-17-2 公園と緑地の分布状況

出典：「公園マップ」(船橋市ホームページ)

※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

### 3-1-18 放射線量の状況

#### 1. 放射線量に関する調査の状況

船橋市内における放射線量に関する調査の状況を、表 3-1-18-1 に示す。

このうち、対象事業実施区域及びその周辺において実施されている放射線量調査としては、環境省による道路の空間放射線量調査（走行サーベイ）と公共用水域の水質及び底質の放射性物質濃度調査、船橋市による市内公共施設における空間放射線量調査があげられる。

表 3-1-18-1 船橋市内における放射線量に関する調査の状況

調査機関	調査対象	調査対象項目
環境省 (実施は船橋市)	道路（小学校の通学路）	空間放射線量
環境省	公共用水域 (河川、湖沼・水源地、沿岸)	水質、底質及び周辺環境の放射性物質濃度
船橋市	市内公共施設	空間放射線量 土壌中の放射線物質の量
	北部清掃工場 南部清掃工場	焼却飛灰等の放射性物質
	西浦下水処理場 高瀬下水処理場	下水汚泥の放射能濃度

出典：「放射線量等の測定結果」（船橋市ホームページ）

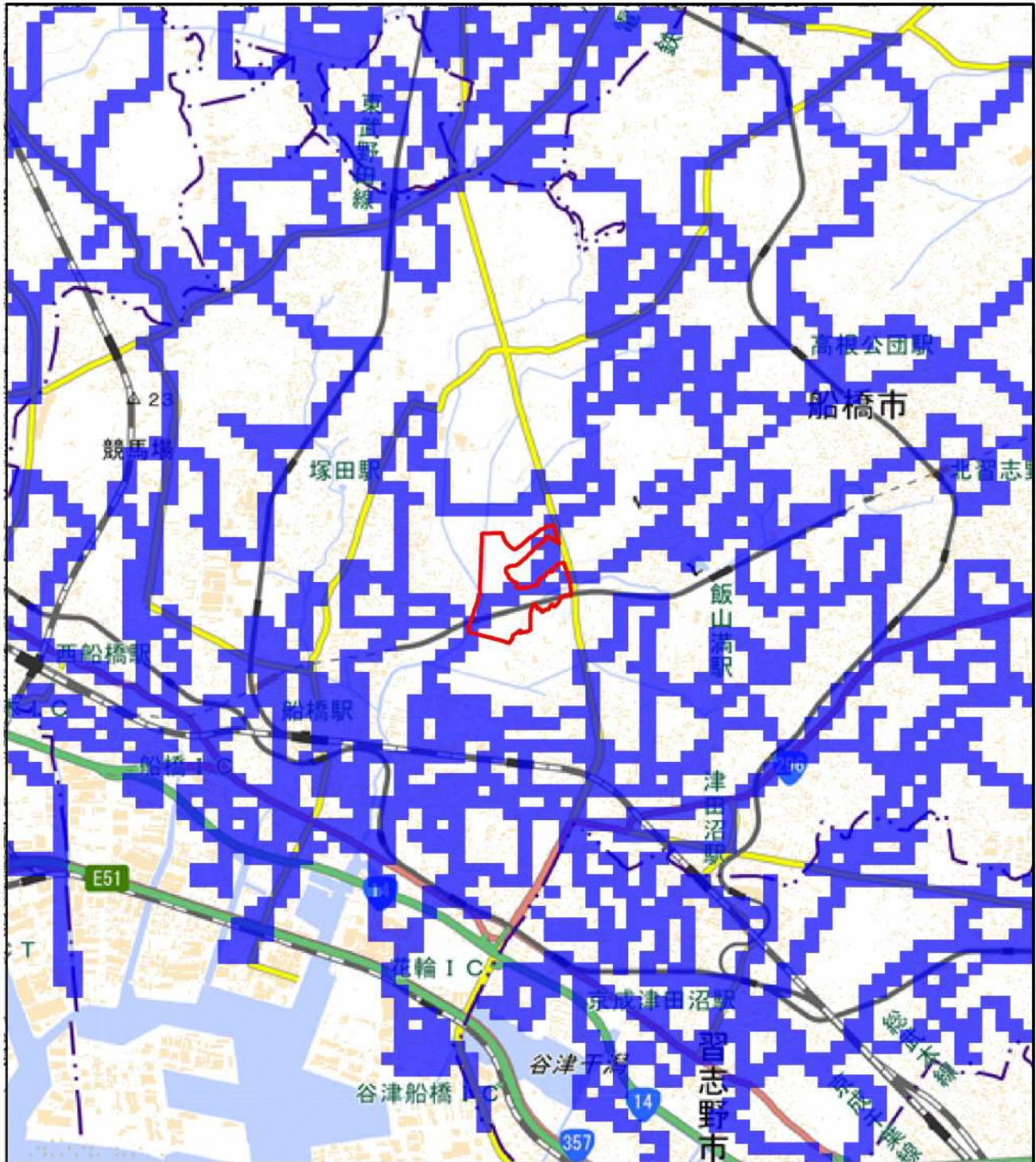
#### 2. 放射線量の測定結果

##### (1) 走行サーベイ（空間放射線量）の測定結果


船橋市は、環境省が実施する走行サーベイ（車載型放射線計測器による空間放射線量の測定）に協力し、平成 24 年から毎年 1 回、市内の道路を走行し空間放射線量の測定を行っている。

最新の調査は平成 29 年に実施されており、調査結果を図 3-1-18-1 に示す。


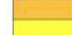
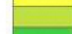
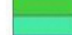
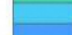


調査の結果、対象事業実施区域その周辺を含む市内の対象範囲すべての道路における測定値の空間線量率は  $0.1 \mu\text{Sv/h}$  以下であり、「放射性物質汚染対処特措法」において、除染実施計画を定める区域の指定に係わる基準値である  $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （年間  $1\text{mSv}$ ）を下回っている。



凡例

 : 対象事業実施区域

走行サーベイ  
道路上から1mの高さの  
空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )

	19.0 < 測定値	19.0
	9.5 < 測定値	9.5
	3.8 < 測定値	3.8
	1.9 < 測定値	1.9
	0.5 < 測定値	0.5
	0.2 < 測定値	0.2
	0.1 < 測定値	0.1



1:50,000



図 3-1-18-1 H29 年の走行サーベイ  
(空間放射線量) 調査結果

出典:「放射線量等分布マップ拡大サイト(走行サーベイマップ)」(文部科学省外部サイト)  
※この図は国土地理院発行の1:50,000地形図を加工して作成した。

(2) 公共用水域の放射性物質濃度調査結果

環境省は千葉県内の公共用水域において水質、底質、周辺環境の放射性物質濃度を測定している。このうち対象事業実施区域及びその周辺において実施されているのは海老川の八千代橋であり、平成 30 年度の調査結果を表 3-1-18-2 及び表 3-1-18-3 に、調査地点を図 3-1-18-2 に示す。

平成 30 年度の調査では、水質の放射性セシウム (Cs-134、Cs-137) は不検出であり、水道水中の放射性物質に係る目標値 (水道施設の管理目標値) である 10 Bq/kg を下回っている。また、底質の放射性セシウム (Cs-134、Cs-137) 合計値は 45~116 Bq/kg(乾)の範囲であった。

周辺環境の放射性物質濃度は土壌を対象としており、放射性セシウム (Cs-134、Cs-137) 合計値は 373~544 Bq/kg(乾)であり、空間線量率は左岸が 0.05~0.06  $\mu$  Sv/h、右岸が 0.06~0.07  $\mu$  Sv/h の範囲であった。

表 3-1-18-2 平成 30 年度 河川 (水質・底質) の放射性物質濃度

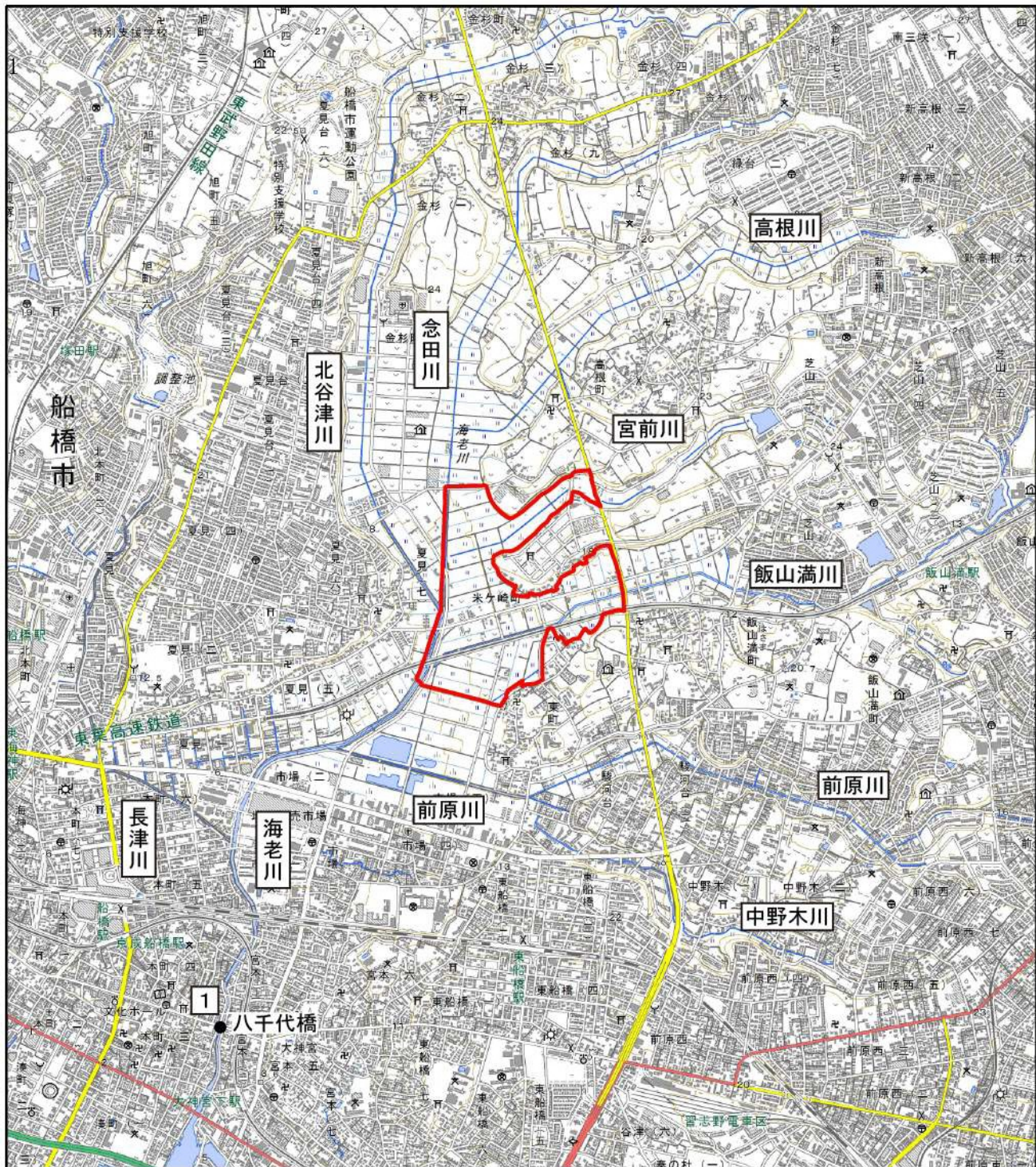
地点名	番号	調査日	水質 (Bq/L)		底質 (Bq/kg(乾))		
			Cs-134	Cs-137	Cs-134	Cs-137	合計
海老川 八千代橋	1	5月11日	不検出	不検出	16±2.6	100±6.2	116
		8月10日	不検出	不検出	不検出	72±5.4	72
		11月1日	不検出	不検出	不検出	45±3.8	45
		1月17日	不検出	不検出	不検出	46±5.0	46

出典：「平成 30 年度公共用水域放射性物質モニタリング調査結果 千葉県調査結果」(環境省ホームページ)

表 3-1-18-3 平成 30 年度 河川 (周辺環境) の放射性物質濃度

地点名	番号	調査日	左岸				右岸			
			土壌 (Bq/kg(乾))			空間線量 ( $\mu$ Sv/h)	土壌 (Bq/kg(乾))			空間線量 ( $\mu$ Sv/h)
			Cs-134	Cs-137	合計		Cs-134	Cs-137	合計	
海老川 八千代橋	1	5月11日	52±8.2	400±22	452	0.06	54±9.3	490±25	544	0.06
		8月10日	34±4.6	410±13	444	0.05	51±9.1	480±26	531	0.06
		11月1日	33±5.4	340±17	373	0.06	42±7.6	440±22	482	0.07
		1月17日	35±5.8	400±18	435	0.06	45±7.8	480±23	525	0.07

出典：「平成 30 年度公共用水域放射性物質モニタリング調査結果 千葉県調査結果」(環境省ホームページ)



凡例



：対象事業実施区域



：公共用水域放射性物質濃度調査地点（1地点）



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

出典：「平成30年度公共用水域放射性物質モニタリング調査結果 千葉県調査結果」  
(環境省ホームページ)

※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

図 3-1-18-2 公共用水域放射性物質濃度調査地点



(3) 船橋市による放射線量調査結果

① 大気中の放射線量

船橋市は平成 23 年度から市内において大気中の放射線量の測定を行っている。測定値が安定した平成 25 年度からは市内の 15 か所において 4 週間に一度の測定を実施している。このうち対象事業実施区域及びその周辺において実施されているのは 3 か所である。

平成 26 年度から平成 30 年度までの調査結果を表 3-1-18-4 に、地点を図 3-1-18-3 に示す。

平成 26 年度から平成 30 年度までの空間線量の年平均値は、0.04~0.09  $\mu$ Sv/h の範囲であり、「放射性物質汚染対処特措法」において、除染実施計画を定める区域の指定に係わる基準値である 0.23  $\mu$ Sv/h (年間 1mSv) を下回っていた。

表 3-1-18-4 大気中の放射線量 (平成 26 年度～平成 30 年度)

番号	地点名	空間線量の年平均値 ( $\mu$ Sv/h)				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	運動公園	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07
2	金杉小学校	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
3	天沼弁天池公園	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04

注) 各年度における年平均値は、各測定値を集計し算出したものである。

出典: 「放射線量等の測定結果 継続調査地点における大気中の放射線量の測定結果」(船橋市ホームページ)

② 土壌中の放射線量

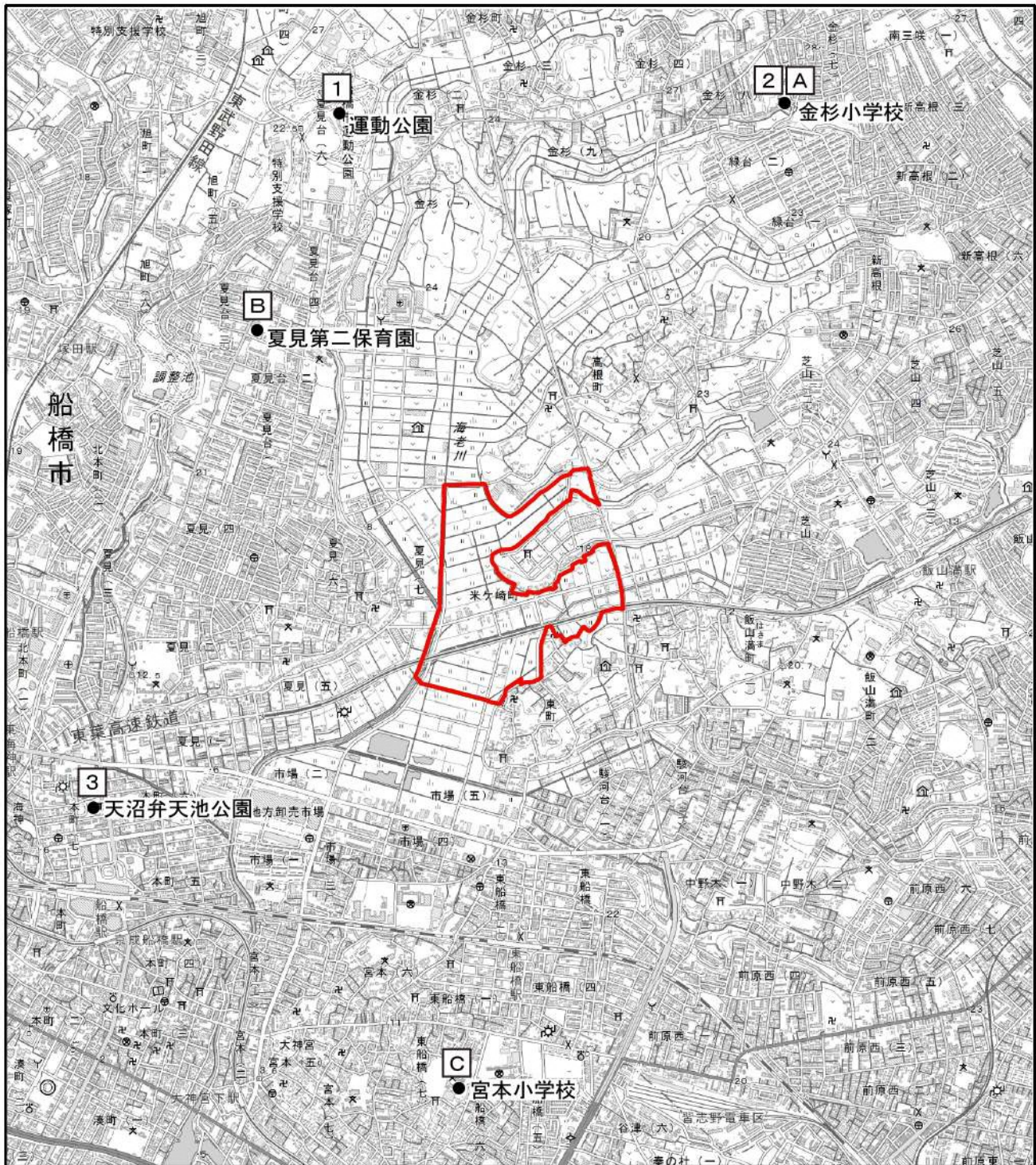
船橋市は平成 23 年度から市内の 11 か所において年に 1 回土壌中の放射線量の測定を行っている。このうち、対象事業実施区域及びその周辺において実施されているのは 3 か所である。平成 26 年度から平成 30 年度までの調査結果を表 3-1-18-5 に、地点を図 3-1-18-3 に示す。

平成 26 年度から平成 30 年度までの土壌中の放射線量測定値は、ヨウ素 131 は不検出であり、放射性セシウム (Cs-134、Cs-137) は不検出~61 Bq/kg の範囲であった。

表 3-1-18-5 土壌中の放射線量 (平成 26 年度～平成 30 年度)

番号	地点名	項目	土壌中の放射線量の測定値 (Bq/kg)				
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
A	金杉小学校	ヨウ素 131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		セシウム 134	23	不検出	不検出	不検出	不検出
		セシウム 137	61	20	32	33	25
B	夏見第二 保育園	ヨウ素 131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		セシウム 134	4	不検出	不検出	不検出	不検出
		セシウム 137	18	29	不検出	24	53
C	宮本小学校	ヨウ素 131	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		セシウム 134	12	6	5	不検出	不検出
		セシウム 137	32	25	18	6	8

出典: 「放射線量等の測定結果 土壌中の放射性物質の測定結果」(船橋市ホームページ)



凡例



：対象事業実施区域

●：放射性物質濃度調査地点 ※1～3は空間線量、  
A～Cは土壤中の放射線量



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-1-18-3 船橋市による放射性物質濃度調査地点

出典：「放射線量等の測定結果 継続調査地点における大気中の放射線量の測定結果」  
「放射線量等の測定結果 土壤中の放射性物質の測定結果」（船橋市ホームページ）  
※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。

### 3-2 社会的状況

#### 3-2-1 人口の状況

船橋市と千葉県の平成30年10月1日における人口・世帯数・人口密度の状況を表3-2-1-1に、平成2年から平成27年までの人口推移状況を表3-2-1-2及び図3-2-1-1に示す。

船橋市の人口は635,947人であり、千葉県の人口6,268,585人の約10.1%を占める。人口密度は、千葉県の1,215.4人/km<sup>2</sup>に対し船橋市は7,427.6人/km<sup>2</sup>であり、千葉県の約6.1倍の人口密度となっている。

人口の推移は、船橋市は平成2年から平成27年まで一貫して増加傾向にある。千葉県は平成2年から22年までは増加傾向であったが、平成22年以降は概ね横ばいとなっている。

表 3-2-1-1 人口等の状況（平成30年）

分類	人口 (人)	世帯数	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
船橋市	635,947	286,603	85.62	7,427.6
千葉県	6,268,585	2,725,850	5,157.65	1,215.4

出典：「千葉県統計年鑑（平成30年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-1-2 人口の推移状況

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
船橋市	533,270	540,817	550,074	569,835	609,040	622,890
千葉県	5,555,429	5,797,782	5,926,285	6,056,462	6,216,289	6,222,666

出典：「千葉県統計年鑑（平成30年）」（千葉県ホームページ）

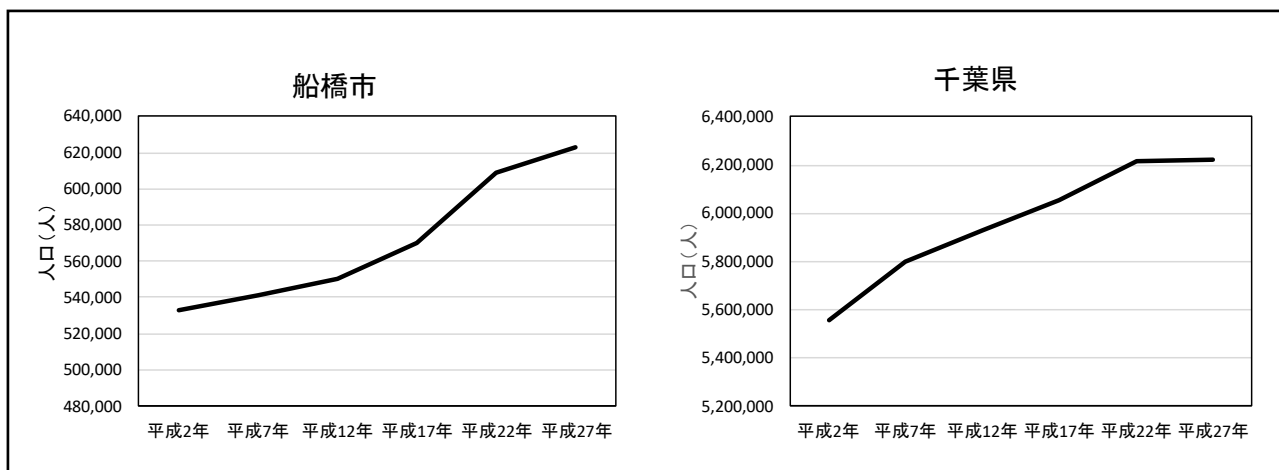


図 3-2-1-1 船橋市と千葉県の人口の推移

### 3-2-2 産業の状況

船橋市及び千葉県における産業分類別就業者数及び構成比を表3-2-2-1と図3-2-2-1に示す。

船橋市における就業者数は、第一次産業が 128 人、第二次産業が 30,247 人、第三次産業が 158,857 人となっており、第三次産業の就業者数が最も多い。また、船橋市の産業分類別就業者数の割合は、第一次産業が 0.1%、第二次産業が 16.0%、第三次産業が 83.9%となっており、千葉県全体に比べて第一次産業と第二次産業の就業者数の割合が低く、第三次産業の就業者数の割合が高くなっている。

表 3-2-2-1 産業分類別就業者数

区分		船橋市		千葉県	
		従業員数 (人)	構成比 (%)	従業員数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農林漁業	128	0.1	11,347	0.5
	小 計	128	0.1	11,347	0.5
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	760	0.0
	建設業	11,409	6.0	144,082	6.8
	製造業	18,838	10.0	240,508	11.4
	小 計	30,247	16.0	385,350	18.2
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	605	0.3	6,109	0.3
	情報通信業	2,341	1.2	28,794	1.4
	運輸業、郵便業	15,722	8.3	167,927	7.9
	卸売業、小売業	40,436	21.4	443,104	21.0
	金融業、保険業	4,827	2.6	48,883	2.3
	不動産業、物品賃貸業	7,238	3.8	53,857	2.5
	学術研究、専門・技術サービス業	3,536	1.9	51,962	2.5
	宿泊業、飲食サービス業	21,156	11.2	218,655	10.3
	生活関連サービス業、娯楽業	9,167	4.8	131,916	6.2
	教育、学習支援業	6,618	3.5	76,240	3.6
	医療、福祉	25,644	13.6	292,342	13.8
	複合サービス事業	1,055	0.6	17,143	0.8
	サービス業（他に分類されないもの）	20,512	10.8	180,630	8.5
	小 計（公務を除く）	158,857	83.9	1,717,562	81.2
合 計（公務を除く）		189,232	100.0	2,114,259	100.0

注) 産業 3 部門に含まれる産業大分類は次のとおり（第 1 次産業：「農業」、「林業」、「漁業」、第 2 次産業：「鉱業」、「建設業」、「製造業」、第 3 次産業：前記以外の産業）

出典：「経済センサス活動調査」（平成 28 年 6 月 1 日現在、総務省統計局）

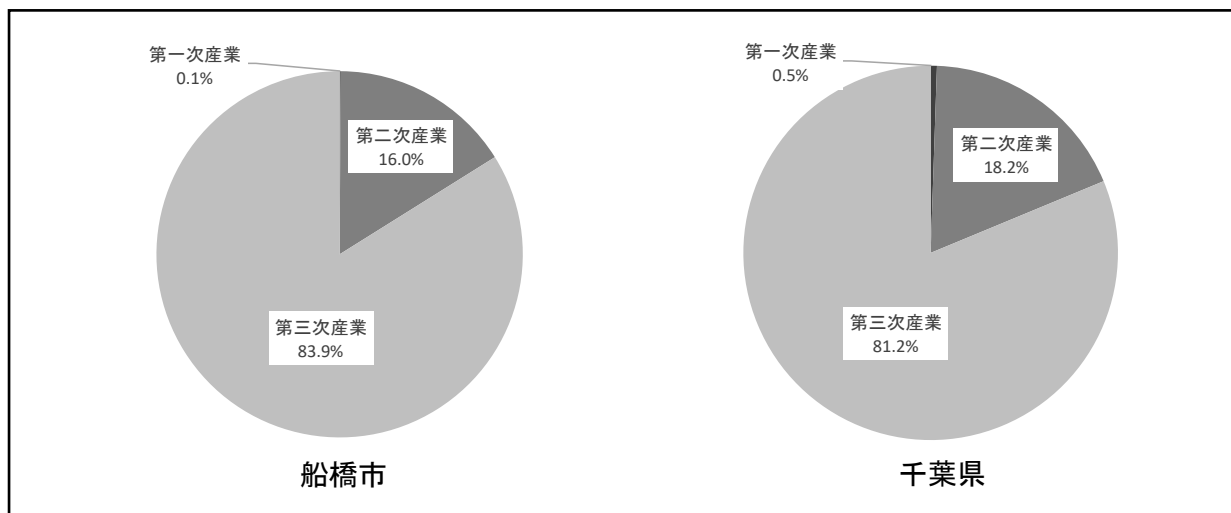


図 3-2-2-1 船橋市と千葉県の産業分類別就業者数の割合

### 3-2-3 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の現況

船橋市及び千葉県の地目別面積の状況を表 3-2-3-1 及び図 3-2-3-1 に、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用現況図を図 3-2-3-2 に示す。

船橋市の地目別面積は、宅地の面積が 41,049ha と最も多く、次いで畑の 10,563ha、雑種地の 10,164ha となっている。船橋市の宅地割合は市全域の 47.9% を占めており、千葉県の宅地割合（15.5%）に対してかなり高い割合となっている。

対象事業実施区域の土地利用状況は、田と畑が大半を占めるが、中央部を横断する市道の沿道には商業地や用途変更中の土地がまとまってみられる。

表 3-2-3-1 地目別面積

項目	船橋市		千葉県	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	2,414	2.8	848,111	16.4
畑	10,563	12.3	616,297	12.0
宅地	41,049	47.9	798,897	15.5
池沼	2	0.002	11,307	0.219
山林	3,089	3.6	1,024,103	19.9
牧場	22	0.03	7,116	0.1
原野	23	0.03	132,394	2.57
雑種地	10,164	11.9	388,567	7.5
その他	18,293	21.4	1,329,113	25.8
合計	85,620	100.0	5,155,906	100.0

出典：「千葉県統計年鑑」（平成 28 年）千葉県ホームページ

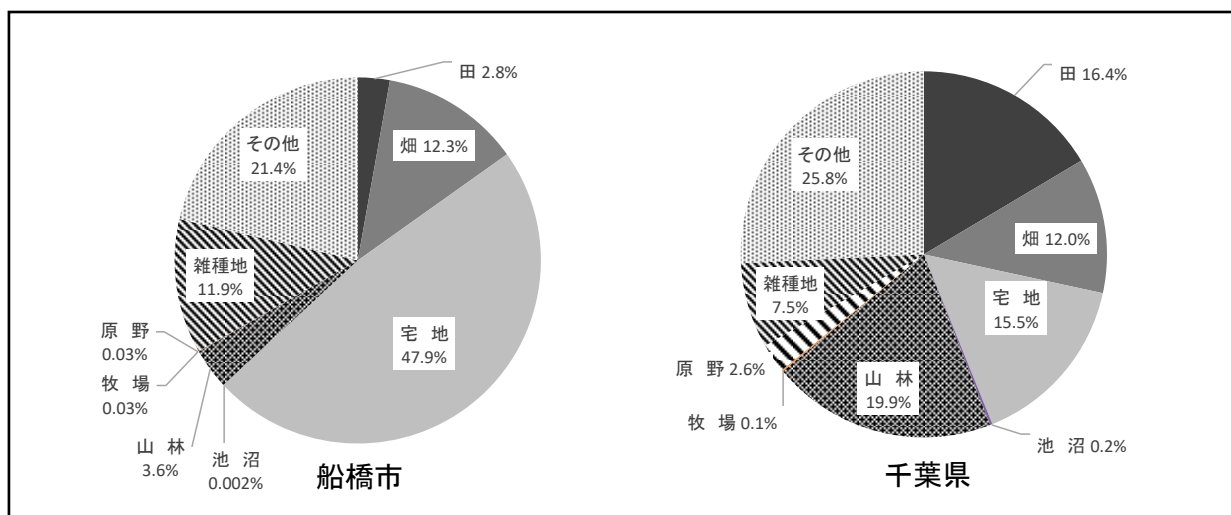
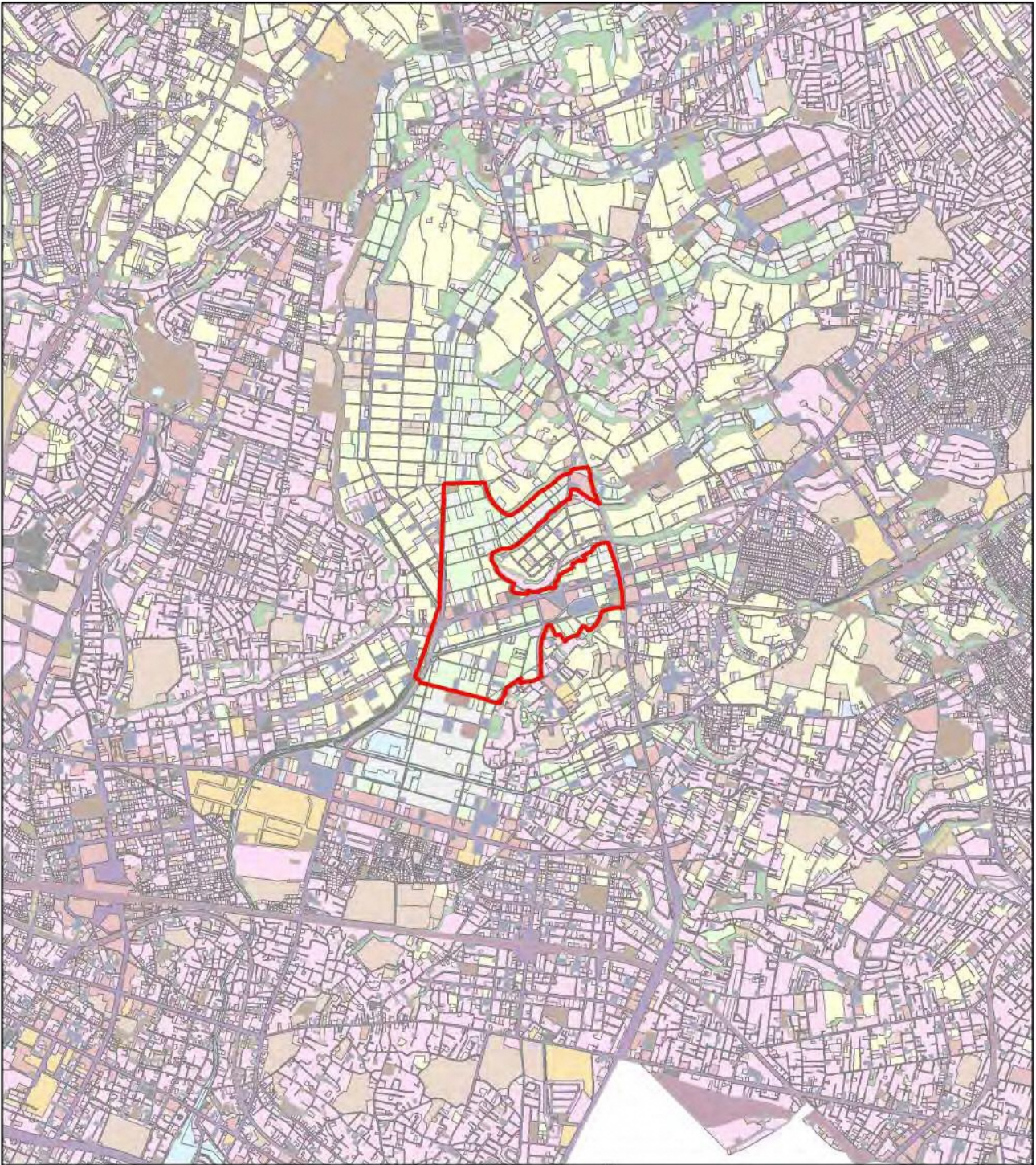


図 3-2-3-1 船橋市と千葉県の地目別面積の割合



凡例



: 対象事業実施区域

- |                |             |
|----------------|-------------|
| : 田            | : 公共施設用地    |
| : 畑            | : 文教・厚生用地   |
| : 荒地、耕作放棄地、低湿地 | : オープンスペースA |
| : 山林           | : オープンスペースB |
| : 水面           | : 未建築宅地     |
| : その他自然地       | : 用途変更中土地   |
| : 住宅用地         | : 屋外利用地     |
| : 商業用地         | : 防衛用地      |
| : 工業用地         | : 道路用地      |
| : 運輸施設用地       | : 交通施設用地    |



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-2-3-2 土地利用現況図

※この図は船橋市提供の「平成28年船橋市都市計画基礎調査図」を加工して作成した。

## 2. 土地利用計画の状況

船橋市の用途地域の指定状況を表 3-2-3-2 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図を図 3-2-3-3 に示す。

対象事業実施区域は、市街化調整区域となっているため用途地域の設定はない。

また、周辺は市街化区域となっており、北側を除き住宅専用地域及び住宅地域に指定されており、南西側は近隣商業地域や商業地域となっている。

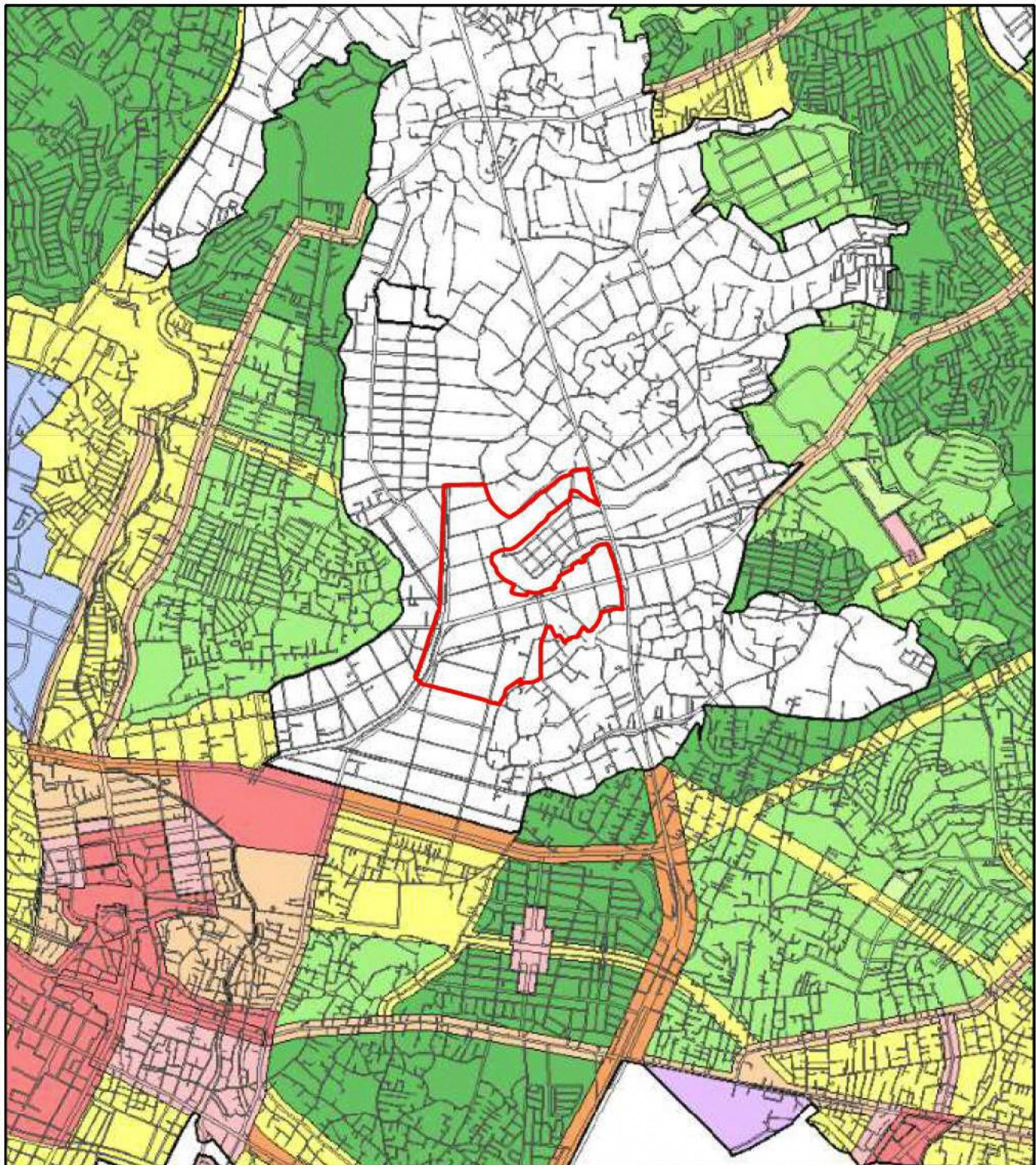
表 3-2-3-2 船橋市都市計画の指定状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	1,772	20.7
第一種中高層住居専用地域	1,270	14.8
第二種中高層住居専用地域	10	0.1
第一種住居地域	959	11.2
第二種住居地域	188	2.2
準住居地域	66	0.8
近隣商業地域	88	1.0
商業地域	285	3.3
準工業地域	317	3.7
工業地域	206	2.4
工業専用地域	348	4.1
合計	5,509	64.3
市街化調整区域	3,053	35.7
合計	8,562	100.0

注 1) 平成 28 年 3 月 4 日現在

注 2) 構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入した。

出典：「都市計画決定状況」(千葉県ホームページ)より引用



凡例



：対象事業実施区域

- |   |              |   |         |
|---|--------------|---|---------|
|  | 第一種低層住居専用地域  |  | 近隣商業地域  |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 商業地域    |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域   |
|  | 第一種住居地域      |  | 工業地域    |
|  | 第二種住居地域      |  | 市街化区域   |
|  | 準住居地域        |  | 市街化調整区域 |



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図 3-2-3-3 都市計画図

出典：「船橋市地図情報システム」(船橋市ホームページ)

※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。



### 3-2-4 河川の利用及び地下水の利用の状況

#### 1. 河川の取水状況

対象事業実施区域及びその周辺に存在する河川は、海老川とその支川であるが、海老川流域における河川水の取水はない。

#### 2. 河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺に存在する河川は、海老川とその支川であるが、船橋市市内の河川には漁業権は設定されておらず、漁業協同組合は存在しない。

#### 3. 地下水の利用状況

船橋市の平成 25 年度から平成 29 年度における地下水の利用状況を表 3-2-4-1 に示す。

平成 29 年度における船橋市の地下水揚水量は合計 9,679m<sup>3</sup>/日であり、用途別では水道用が 5,738m<sup>3</sup>/日、農業用が 3,513m<sup>3</sup>/日、工業用が 427m<sup>3</sup>/日であった。また、市内の稼働井戸本数は 51 本であった。

平成 25 年度から平成 29 年度までの地下揚水量の変化を見ると、揚水量及び稼働井戸本数ともに減少傾向にある。

表 3-2-4-1 地下水の利用状況

項目 年度	地下水揚水量 (m <sup>3</sup> /日)						稼働 井戸本数
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	合計	
平成 25 年度	387	3	6,654	8,431	0	15,475	73
平成 26 年度	398	2	6,592	9,302	0	16,294	64
平成 27 年度	409	1	6,039	8,287	0	14,736	61
平成 28 年度	413	1	6,000	5,957	0	12,371	60
平成 29 年度	427	1	5,738	3,513	0	9,679	51

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

### 3-2-5 交通の状況

#### 1. 道路網の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路を表 3-2-5-1 に、主要な道路の位置図を図 3-2-5-1 に示す。

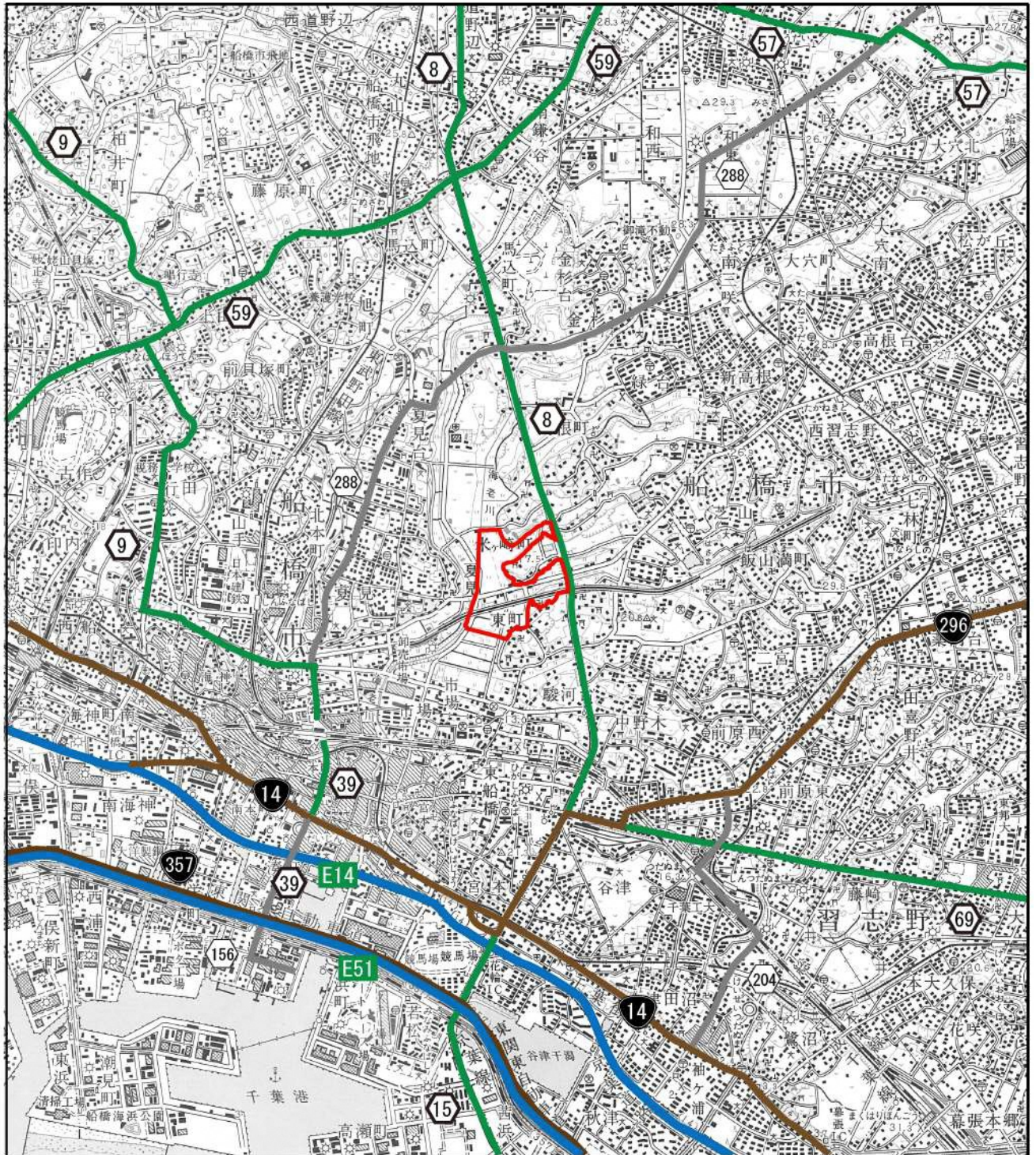
対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路は、東側に接して主要地方道船橋我孫子線があり、西側に一般県道の夏見小室線がある。また、その他の主要な道路としては、南側の京葉道路、国道 14 号や南東側の国道 296 号などがあげられる。

表 3-2-5-1 主要な道路

道路の種類	路線番号	路線名
高速道路	E14	京葉道路
	E51	東関東自動車道
一般国道	14	国道 14 号
	296	国道 296 号
	357	国道 357 号
主要地方道	8	船橋我孫子線
	9	船橋松戸線
	39	船橋停車場線
	57	千葉鎌ヶ谷松戸線
	59	千葉印西線
	69	長沼船橋線
一般県道	156	船橋埠頭線
	204	津田沼停車場線
	288	夏見小室線

出典：「千葉県道路図」（平成 31 年 3 月、千葉県）

「高速道路ナンバリング路線図」（国土交通省ホームページ）




凡例




: 対象事業実施区域


 : 高速道路


 : 一般国道

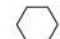
 : 主要地方道

 : 一般県道

 : 高速道路番号

 : 一般国道番号

 : 主要地方道番号

 : 一般県道番号



1:50,000

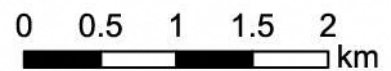


図 3-2-5-1 主要な道路位置図

出典:「千葉県道路図」(平成31年3月、千葉県)

※この図は国土地理院発行の1:50,000地形図を加工して作成した。

## 2. 交通量の状況

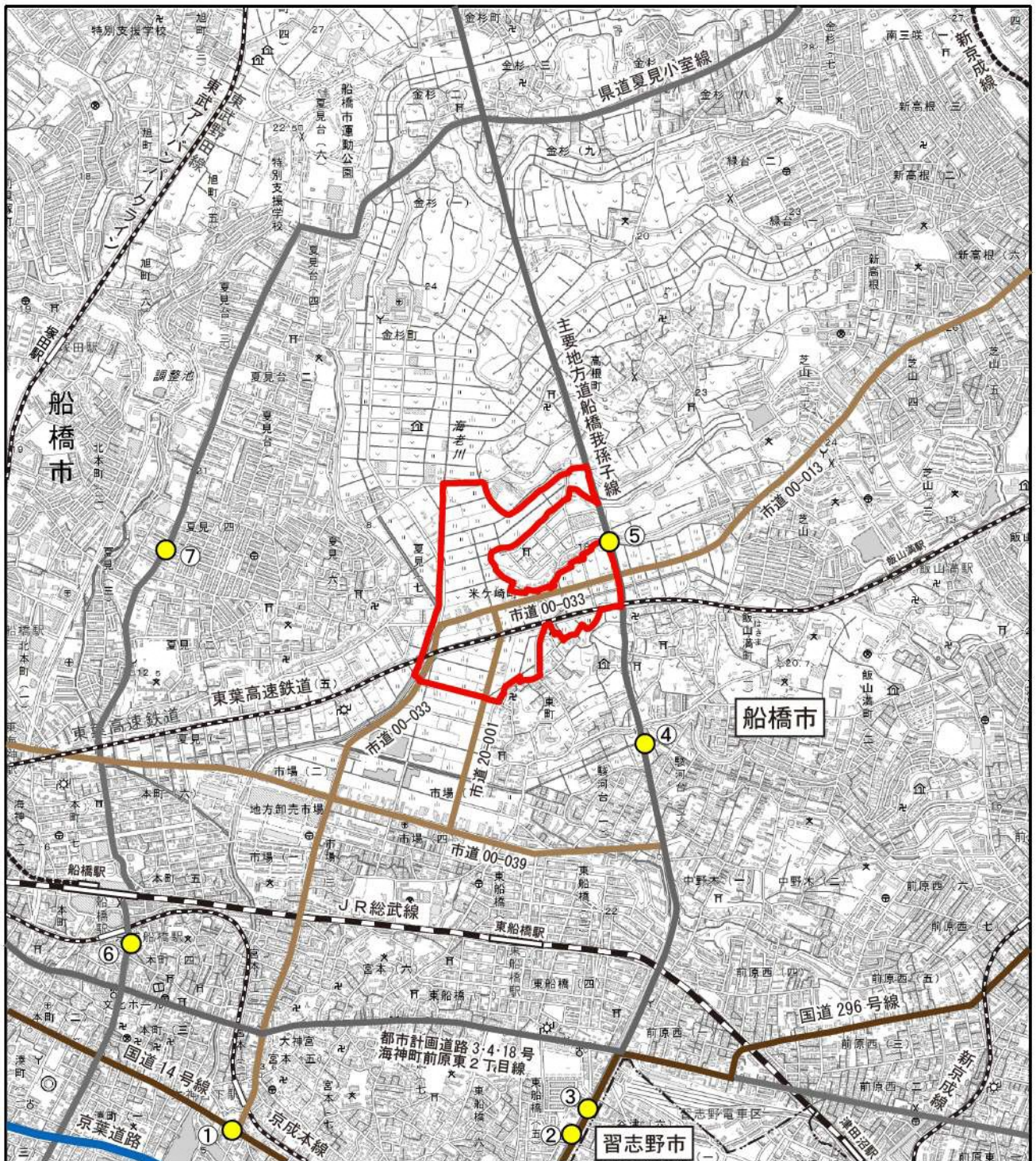
対象事業実施区域及びその周辺における交通量調査結果を表 3-2-5-2 に、交通量（道路交通センサス）調査地点を図 3-2-5-2 に示す。

対象事業実施区域に最も近い調査地点である船橋我孫子線（番号⑤）の 24 時間交通量は 27,708 台であり、大型車混入率は 22.8%であった。また、周辺で最も交通量が多い路線は一般国道 296 号（番号③）であり、24 時間交通量は 60,576 台、大型車混入率は 19.1%であった。

表 3-2-5-2 交通量調査結果（平日）

番号	路線名 (調査地点名)	住所	24 時間自動車類 交通量上下合計 (台)			大型車 混入率 (%)	調査日	備考
			小型車	大型車	合計			
①	国道 14 号 (宮本ポンプ場)	船橋市宮本 2-15-5	23,034	2,916	25,950	12.7	H29. 2. 21 ~2. 22	船橋市実施
②	国道 296 号	船橋市東船橋 5-23	33,967	7,690	41,657	22.6	H27. 11. 10	H27 年度道 路交通セン サス
③	国道 296 号 (船橋税務署)	船橋市東船橋 5-7-7	50,856	9,720	60,576	19.1	H28. 11. 7 ~11. 8	船橋市実施
④	船橋我孫子線	船橋市駿河台 2-9	16,307	4,248	20,555	26.1	H27. 11. 10	H27 年度道 路交通セン サス
⑤	船橋我孫子線 (東京電力株 船洞道換気孔)	船橋市米ヶ崎 509-8	22,566	5,142	27,708	22.8	H28. 10. 18 ~10. 19	船橋市実施
⑥	船橋停車場線	船橋市本町 1-6-1	7,222	1,293	8,515	17.9	H27. 11. 10	H27 年度道 路交通セン サス
⑦	夏見小室線	船橋市夏見台 4-5-13	13,889	2,317	16,206	16.7	H27. 11. 10	H27 年度道 路交通セン サス

出典：「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」(国土交通省ホームページ)  
「平成 30 年度版 船橋市の環境データ集」(船橋市ホームページ)



凡例



: 対象事業実施区域



: 交通量調査地点 (①~⑦)



: 市界



: 高速道路



: 一般国道



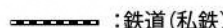
: 主要地方道、一般県道



: 市道



: 鉄道(JR)



: 鉄道(私鉄)



1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

図 3-2-5-2 道路交通センサ調査地点

出典:「平成30年度版 千葉県環境白書」(千葉県ホームページ)  
 ※この図は国土地理院発行の1:25,000電子地形図を加工して作成した。